

男 川 浄 水 場 更 新 事 業
入 札 説 明 書

平成 24 年 4 月 6 日

平成 24 年 5 月 28 日修正

岡 崎 市 水 道 局

目次

1	入札説明書の定義	1
2	事業概要	2
	(1) 事業の名称	2
	(2) 事業に供される公共施設等の種類	2
	(3) 公共施設等の管理者等の名称	2
	(4) 事業場所	2
	(5) 事業の目的	2
	(6) 本事業に関係する主な法令、基準、指針等	3
	(7) 本事業の概要	4
	(8) 予定価格	8
	(9) 事業スケジュール	8
3	民間事業者の募集及び選定に関する事項	10
	(1) 審査及び選定に関する事項	10
	(2) 本事業への参加資格要件	11
	(3) 入札までの手順及びスケジュール	15
	(4) 入札手続き	18
	(5) 提案内容の審査	20
	(6) 落札者の決定・公表	20
4	本事業における契約の基本的な考え方	21
	(1) 事業契約に関する基本的な考え方	21
	(2) 保険	21
	(3) 市とSPCの責任分担	22
	(4) 本市による支払に関する事項等	22
	(5) 対象業務におけるサービスの水準	24
	(6) 本市によるSPCの事業実施状況への監視（モニタリング）	24
5	事業計画等に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項	25
6	事業の継続が困難となる事由が生じた場合の措置に関する事項	25
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	25
	(1) 法制上、税制上の措置に関する事項	25
	(2) 財政上、金融上の措置に関する事項	25
	(3) その他の支援に関する事項	25
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	26
	(1) 議会の議決	26
	(2) 情報公開及び情報提供	26
	(3) 入札説明書等の変更	26
	(4) 本事業において使用する言語等	26
	(5) 入札に伴う費用負担	26
	(6) 提出書類の返却	26
	(7) 入札説明書等に関する問い合わせ先	26
	(様式1) 入札説明書に関する質問書	27
	(様式2) 入札説明書に関する意見書	28
	(様式3) 要求水準書に関する質問書	29

(様式4) 要求水準書に関する意見書	30
(様式5) 落札者決定基準に関する質問書	31
(様式6) 落札者決定基準に関する意見書	32
(様式7) 様式集に関する質問書	33
(様式8) 様式集に関する意見書	34
(様式9) 基本協定書(案)に関する質問書	35
(様式10) 基本協定書(案)に関する意見書	36
(様式11) 事業契約書(案)に関する質問書	37
(様式12) 事業契約書(案)に関する意見書	38
(様式13) 現地見学申込書	39

1 入札説明書の定義

岡崎市水道局（以下「本市」という。）は、男川浄水場更新事業（以下「本事業」という。）について、民間事業者の持つ技術力やノウハウを最大限活用して効率的・効果的に実施することによる財政負担の抑制を目的として、平成 24 年 3 月 26 日に本事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として特定事業に選定した。

男川浄水場更新事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、本事業の民間事業者を選定するため、平成 24 年 4 月 6 日に公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）についての説明書である。

入札説明書に添付されている次に掲げる書類も入札説明書と一体のものとして、これらを「入札説明書等」と定義する。

なお、実施方針、実施方針に関する質問・回答及び要求水準書（案）等に関する質問・回答と入札説明書等とに相違がある場合は、入札説明書等の規定を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問・回答、要求水準書（案）等に関する質問・回答、入札説明書等に関する質問・回答によることとする。

別添資料 1 要求水準書：特定事業における男川浄水場更新事業の要求水準を規定したもの

別添資料 2 落札者決定基準：入札参加者が提出する入札書及び提案書を評価し、落札者を決定する基準を示すもの

別添資料 3 様式集：入札参加者の提出する入札書及び提案書の書式

別添資料 4 基本協定書（案）：本事業に関する基本協定書の案

別添資料 5 事業契約書（案）：本事業に関する事業契約書の案

2 事業概要

(1) 事業の名称

男川浄水場更新事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類

ア 男川浄水場

イ 男川浄水場 場外施設等（既設）

（ア）場外施設（仁木浄水場を除く。）

（イ）簡易水道施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

岡崎市水道事業 岡崎市長 柴田紘一

(4) 事業場所

事業場所は、以下の表 1 - 1 のとおりである。

表 1 - 1 事業場所

項目	概要		備考
男川浄水場（新設）	計画地	岡崎市大平町塚畑 1	既設男川浄水場に隣接
場外施設（既設）	所在地	岡崎市全域	
簡易水道施設（既設）	所在地	岡崎市額田地区	

(5) 事業の目的

本市の給水量の約半分を賄う基幹浄水場である男川浄水場は、昭和 40 年の通水開始後約 47 年が経過し、老朽化、耐震性能の問題点等を抱えているため、本市では平成 29 年度の供用開始を目標に更新することとした。

なお、男川浄水場の更新には多大な事業費がかかる見通しであり、今後の水道事業の健全経営の観点から、効率的な整備・運営が求められている。

そのような中、近年、公共施設の整備や維持管理に対しては、民間ノウハウを活用して財政負担を抑制する方式が導入されてきている。

そのため、**岡崎市水道局（以下「本市」という。）**としても、**男川浄水場更新事業（以下「本事業」という。）**について、民間事業者の持つ技術力やノウハウを最大限活用して効率的・効果的に実施することによる財政負担の抑制を目的として、PFI 法に基づいて実施する。

(6) 本事業に関係する主な法令、基準、指針等

民間事業者は、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。また、本事業の遂行に必要な許認可については、民間事業者の責任において取得するものとし、その費用についても民間事業者の負担とする。

なお、本事業に関係すると考える各種法令（例）は以下のとおりである。

ア 法令等

- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法：平成11年法律第117号）
- ・水道法（昭和32年法律第177号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ・計量法（平成4年法律第51号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・その他本業務に関連する法令

イ 愛知県の条例等

- ・愛知県環境基本条例（平成7年条例第1号）
- ・水道法施行細則（昭和33年規則第32号）
- ・愛知県建築基準条例（昭和39年条例第49号）
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年条例第7号）
- ・水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年条例第4号）
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年条例第7号）
- ・その他本業務に関連する条例等

ウ 岡崎市の条例等

- ・岡崎市環境基本条例（平成 17 年条例第 139 号）
- ・岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例（平成 24 年条例第 22 号）
- ・岡崎市水を守り育む条例（平成 20 年条例第 21 号）
- ・岡崎市生活環境保全条例（平成 18 年条例第 19 号）
- ・岡崎市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 41 号）
- ・岡崎市簡易水道施設の設置等に関する条例（平成 17 年条例第 118 号）
- ・岡崎市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 31 号）
- ・その他本業務に関連する条例等

本事業に適用する本市の技術基準、指針等は以下のとおりであり、入札公告時において最新版を適用するものとする。ただし、同等性能を確保した場合はこの限りでなく、その他関係する要綱や各種基準等があればそれらを適用するものとする。また、仕様書等に定めのないものは提案書に資料を添付し、本市の確認を要する。

エ 指針及び各種基準等

- ・水道施設設計指針
- ・水道施設耐震工法指針・解説
- ・水道維持管理指針
- ・建設機械施工安全技術指針
- ・土木工事安全施工技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱
- ・官庁施設の総合耐震計画基準
- ・岡崎市水道局管布設工事ハンドブック
- ・その他関連要綱及び各種基準等

オ 仕様書等

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

(7) 本事業の概要

本事業の事業方式は、新設する男川浄水場（浄水施設、排水処理施設等）については、民間事業者が、実施設計、建設を行った後、維持管理業務を行う B T M (Build Transfer Maintenance) 方式とし、排水処理施設については、維持管理業務に、運転管理業務と発生汚泥の有効利用を含むこととし、既存の場外施設等（場外施設・簡易水道施設）については維持管理業務を含むこととする。

本事業の対象施設と、民間事業者の行う対象業務は、以下のとおりである。

ア 対象施設（以下「本施設」という。）

（ア）男川浄水場（新設）

- a 取水施設
- b 導水施設
- c 浄水施設
- d 各種設備
- e 送水施設
- f 管理用建物
- g 場内配管
- h 外構施設
- i 排水処理施設
- j 既存連絡施設
- k 外周道路

（イ）場外施設等（既設）

- a 場外施設
- b 簡易水道施設

【男川浄水場の概要】

処理能力	68,395 m ³ /日 (0.7917 m ³ /s) の処理が行えること	
ろ過方式	急速ろ過方式	
事業用地	面積	約 56,000 m ²
	用途	市街化調整区域
	容積率	200%
	建蔽率	60%
主要施設	取水・導水施設	沈砂池、導水ポンプ施設
	浄水施設および送水施設	着水井、粉末活性炭接触池、凝集沈殿池、急速ろ過池、浄水池、送水ポンプ施設、薬品注入設備、受変電・電気計装設備、自家発電機設備、管理用建物等
	排水処理施設	排水池、排泥池、濃縮槽、脱水施設、マンガン処理施設
供用開始	平成 30 年 2 月 1 日	

イ 対象業務（以下「本業務」という。）

（ア）男川浄水場整備業務

- a 事前調査業務
- b 実施設計業務
- c 周辺影響調査・電波障害等対策・生活環境影響調査業務
- d 建設業務
- e 工事監理業務
- f 関連業務

(イ) 男川浄水場維持管理業務

- a 保守点検業務
- b 修繕業務
- c 排水処理施設運転管理業務
- d 脱水ケーキの有効利用業務
- e 清掃業務
- f 植栽管理業務
- g 保安業務
- h 施設見学対応協力業務
- i 災害及び事故対策業務
- j 事業終了時の引継ぎ業務

(ウ) 場外施設等維持管理業務

- a 保守点検業務
- b 水質点検業務
- c 補修業務
- d 清掃業務
- e 植栽管理業務
- f 保安業務（簡易水道施設は除く。）
- g 災害及び事故対策業務
- h 事業終了時の引継ぎ業務

ウ 民間事業者の収入

本市は、民間事業者との間で締結する事業契約書に基づいて、民間事業者に対して民間事業者の行う業務の対価を以下のとおり支払う。

(ア) 男川浄水場整備業務の対価

男川浄水場等整備業務の対価については、男川浄水場整備業務に係る費用、その他初期費用（SPC 組成費用を含む。）からなり、その支払方法は、設計・工事整備期間中に、毎年度 1 回出

来高の10分の9以内の額を支払うこととし、その残額は、男川浄水場の所有権移転・引渡し後に、民間事業者を支払うこととする。

(イ) 男川浄水場維持管理業務・場外施設等維持管理業務の対価

男川浄水場維持管理業務の対価、場外施設等維持管理業務の対価については、男川浄水場の維持管理業務に係る費用、場外施設等の維持管理業務に係る費用からなり、その支払方法は、維持管理期間中に毎四半期に1回民間事業者を支払うこととする。

(ウ) 脱水ケーキの有効利用収入（任意提案による任意収入）

民間事業者は、男川浄水場の排水処理施設の脱水ケーキの有効利用を提案することが可能であり、脱水ケーキの有効利用収入を民間事業者の収入とすることが可能である。

なお、脱水ケーキの有効利用を提案した場合の脱水ケーキの所有権については、男川浄水場において、本市から民間事業者の有償譲渡することとする。ただし、民間事業者は脱水ケーキを提案に基づいて適正に有効利用すること。

エ 民間事業者の負担

民間事業者は、本市と民間事業者との間で締結する事業契約書に基づいて、以下の負担をする。

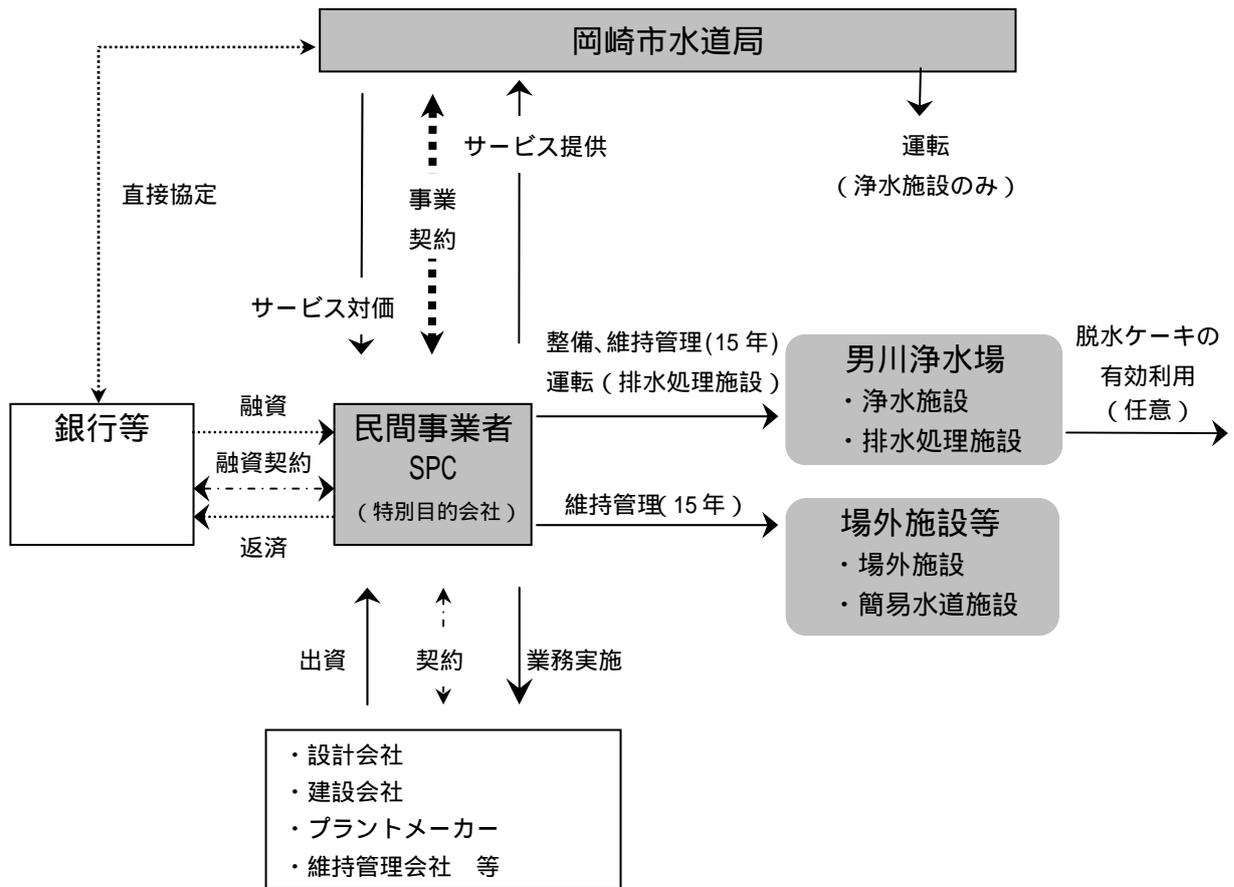
(ア) 男川浄水場整備業務の負担

民間事業者は、男川浄水場整備業務に係る費用、その他初期費用(SPC組成費用を含む。)を、ウ(ア)の本市からの支払いがあるまでの間、負担する。

(イ) 男川浄水場維持管理業務・場外施設等維持管理業務の負担

民間事業者は、男川浄水場維持管理業務に係る費用、場外施設等維持管理業務に係る費用を、ウ(イ)の本市からの支払いがあるまでの間、負担する。

【想定事業スキーム図】



(8) 予定価格

予定価格は、以下のとおりである。提案価格が予定価格を上回っている場合は失格とする。

【予定価格】(消費税及び地方消費税相当額を除く)

予定価格	20,240,000,000 円
(内訳：参考価格 施設整備費)	18,021,000,000 円
(内訳：参考価格 維持管理費)	2,219,000,000 円

なお、予定価格はPFI事業として実施する場合の財政負担見込額(単純合計)であり、物価変動等は含まない。

(9) 事業スケジュール

ア 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から平成 45 年 1 月末日までとして、場外施設等の維持管理については、平成 30 年 2 月 1 日から平成 45 年 1 月末日までとする。

なお、男川浄水場の竣工時期は平成 29 年 7 月末日を期限とし、男川浄水場の引渡時期は平

成 30 年 1 月末日を期限とする。(試運転期間を約 6 箇月間確保すること。) また、男川浄水場の維持管理については、平成 30 年 2 月 1 日から平成 45 年 1 月末日までとする。))

ただし、民間事業者の提案により、男川浄水場の竣工時期や引渡時期が上記の期限よりも早期になる場合は、維持管理期間(場外施設等維持管理業務を含む) の開始時期を男川浄水場の引渡日の翌日とし、維持管理期間は 15 年間(180 箇月) とする。

【事業スケジュール】

スケジュール(予定)	内容
平成 25 年 1 月	事業契約の締結
平成 29 年 7 月末	施設の竣工
平成 30 年 1 月末	施設の引渡し
2 月 1 日	施設の維持管理、運転開始
平成 45 年 1 月末	事業契約の終了

イ 留意事項

(ア) 施設を運転しながらの工事への対応

本事業の施設整備は既存の男川浄水場を運転しながらの工事であり、市民への安定的かつ継続的な水の供給を確保しながら工事を実施し、新たな浄水施設へ円滑に移行することが求められる。

3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 審査及び選定に関する事項

本事業の民間事業者選定方式は、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）による。

ア 基本的な考え方

男川浄水場は、本市の給水量の約半分を賄う基幹浄水場であり、本市の水道水の安定供給にとって極めて重要な施設である。本事業においては、設計、建設、維持管理等の業務が円滑かつ確実に行われる必要がある。

したがって、本事業の民間事業者選定方式は、価格面のみならず提案内容も含めて総合的に評価する必要があるため、総合評価一般競争入札によることとする。

また、学識経験者を含めた男川浄水場更新事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会において提出された提案書の審査を行い評価する。本市は審査委員会による提案書の評価結果と入札価格の総合評価により、最優秀提案者を選定する。

【男川浄水場更新事業提案審査委員会】

委員長	畑田 康則 愛知学泉大学 現代マネジメント学部教授
副委員長	井上 隆信 豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系教授
委員	寺田 雄司 岡崎市 総務部長
委員	小林 健吾 岡崎市 土木建設部長
委員	吉口 雅之 岡崎市 水道局長

なお、審査委員会の委員への問い合わせや働きかけについては禁止する。また、審査の公正を損なう行為をした入札参加者等は失格とする。

イ 審査手順に関する事項

審査は「資格審査」と「事業提案審査」に分けて実施する。なお、具体的な評価項目及び配点については、入札説明書別添資料 2 落札者決定基準を参照のこと。

(ア) 資格審査

資格審査では入札参加者の構成や構成員の資格要件等について確認する。

(イ) 事業提案審査

資格審査を通過した入札参加者についてのみ、「入札」・「基礎審査」・「加点審査」及び「総合評価」に基づく、事業提案審査を実施し、最も優れた提案を最優秀提案として選定する。

ウ 落札者の選定

本市は、審査委員会による審査結果を踏まえて落札者を決定する。

なお、審査にあたっては、入札参加者から審査委員会への提案内容説明の機会として、入札参加者による提案書説明の場を設ける。また、本市の必要に応じてヒアリングを行う場合がある。提案書説明及びヒアリングを実施する場合の詳細については、入札参加者に対して通知する。

その後、本市と落札者は入札説明書に基づき事業契約の締結に向けた手続きを行い、落札者は契約締結により、本事業の事業者として確定する。

エ 結果及び評価の公表方法

審査の結果はホームページで公表する。

オ 提出書類の取扱い

(ア) 著作権

提案書の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、本事業の公表及びその他、本市が必要と認めるときには、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった入札参加者の提案については、落札者選定結果の公表以外には使用しない。また、提出を受けた書類は返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

カ 地元企業への配慮

地域経済活性化の観点から、入札参加者の構成員の組成、本事業の実施にあたっては、本市内に本社を有する企業の活用に努めること。

(2) 本事業への参加資格要件

本事業への入札参加を希望する者の参加資格要件は以下のとおりとする。入札参加を希望する者は入札参加表明書、入札参加資格確認申請書の提出日において次の要件を満たしていること。

ア 入札参加者の構成等

入札参加者は、本事業の設計業務を実施する者、建設業務を実施する者、工事監理業務を実施する者、維持管理業務を実施する者を含む複数の企業等により構成されるグループとし、代

表企業を定めて代表企業が入札参加手続を行うこととする。入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員となることはできない。

入札参加者の構成員の変更は原則認めない。ただし、本市がやむを得ないと判断した場合に限り、入札参加者の構成員の変更を認める場合がある。ただし、この場合であっても代表企業の変更は認めない。

入札参加者の構成員は、落札した入札参加者が設立する特別目的会社（SPC）から業務を受託し又は請け負うことを予定している者で SPC に出資する SPC の構成員と、SPC 又は SPC の構成員から業務を受託し又は請け負うことを予定している者で SPC には出資しない SPC の協力企業からなる。なお、入札参加者の構成員としてではなく、SPC 又は SPC の構成員若しくは SPC の協力企業から業務を受託し又は請け負う者は協力会社とする。

そのため、入札参加者の構成員については、提案書提出時に、SPC の構成員、SPC の協力企業の別を記載すること。

イ 入札参加者の構成員の共通の資格要件

入札参加者の構成員は、以下の資格を有している者でなければならない。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (イ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により、岡崎市一般競争入札又は指名競争入札の参加を停止された場合は、その停止の期間を経過していること。
- (ウ) PFI 法第 7 条の 2 の規定に該当する者でないこと。
- (エ) 「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 2 月 24 日付け岡崎市長・岡崎市教育委員会教育長・愛知県岡崎警察署長締結）に基づく排除処置を受けていない者であること。
- (オ) 入札参加者が上記(ウ) (エ)のいずれかに該当する者を下請契約、再委託契約又は資材・原材料の購入その他の契約の相手方としていた場合に、市が入札参加者に対して当該契約の解除を求め、入札参加者がこれに従わないと認められない者であること。
- (カ) 国税、愛知県税及び岡崎市税について未納のない者であること。
- (キ) 岡崎市入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止処分を受けている期間にない者であること。
- (ク) 当該建設工事等の種類の別に応じ、岡崎市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (ケ) 男川浄水場更新事業における設計・施工一括発注方式入札支援業務に関わっている者及び

その関連会社でないこと。なお、入札支援業務に関わっている者は、みずほ総合研究所株式会社、日本水工設計株式会社、西村あさひ法律事務所である。

(コ) 入札支援業務に関わっている者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者でないこと。

(サ) 入札支援業務に関わっている者が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者でないこと。

(シ) 代表権を有する役員が、入札支援業務に関わっている者の代表権を有する役員を兼ねている者でないこと。

(ス) 審査委員会の委員本人、委員が属する企業及びその関連会社でないこと。

ウ 入札参加者の構成員の各業務を実施する者の資格要件

入札参加者の構成員は、設計、建設、工事監理、維持管理の各業務を実施する者は、それぞれ以下の資格を有している者でなければならない。なお、1 入札参加者の構成員が、複数の業務の資格要件を満たす場合に複数の業務を実施することは認めるものの、建設業務と工事監理業務の兼務は認めない。また、親会社と子会社の関係にある者同士による建設業務と工事監理業務の兼務も認めない。

(ア) 設計業務を実施する者

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・ 技術士（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者）が 1 名以上在籍していること。ただし、設計業務を実施する者が複数である場合は、そのうちの 1 者が満たせばよいものとする。
- ・ 浄水処理施設の設計業務を実施する者は、平成 8 年度以降の公称能力 10,000 m³/日以上浄水能力を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の基本設計若しくは実施設計の実績（ただし、設計実績の範囲には沈殿池及び急速ろ過池が含まれていること。）を有すること。さらに、平成 8 年度以降の有効容量 5,000 m³以上の浄水池又は有効容量 5,000 m³以上の配水池の基本設計若しくは実施設計の実績を有すること。なお、沈殿池、急速ろ過池、浄水池又は配水池については別の浄水場や配水場での実績も可とする。ただし、設計業務を実施する複数の者で上記設計実績を満たすことも可能とする。
- ・ 排水処理施設の設計業務を実施する者は、平成 8 年度以降の公称能力 10,000 m³/日以上浄水能力を有する上水道の浄水場若しくは下水処理場の排水処理施設の基本設計若しくは実施設計の実績（ただし、設計実績の範囲には濃縮設備及び機械脱水設備が含まれていること。）を有すること。また、濃縮設備及び機械脱水設備については別の浄水場や下水処理場での実績も可とする。ただし、設計業務を実施する複数の者で上記設計実績を満たすことも

~~可能とする。者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。~~

- ・なお、以上の設計実績については、他社と共同で履行した設計実績も認めるが、共同企業体の構成員として、出資比率が10分の2以上で履行したことを証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。

(イ) 建設業務を実施する者

- ・建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事及び水道施設工事につき、各建設工事を実施するための各々の担当する特定建設業の許可を受けていること。また、各々の担当工事について、岡崎市内に建設業法上の主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）を有する者については岡崎市総合評定値が、それ以外の者については経営事項審査の総合評定値が、土木一式工事については1,000点以上、建築一式工事については1,000点以上、機械器具設置工事については1,000点以上、電気工事については1,000点以上、水道施設工事については1,000点以上の者であること。ただし、各々の担当工事において、実施する者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。
- ・浄水処理施設の建設業務を実施する者は、平成8年度以降の公称能力10,000 m³/日以上浄水能力を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の建設実績（ただし、元請としての実績で、建設実績の範囲には沈殿池及び急速ろ過池が含まれていること。）を有すること。さらに、平成8年度以降の有効容量5,000 m³以上の浄水池又は有効容量5,000 m³以上の配水池の建設実績を有すること。なお、浄水場の建設実績は、土木一式工事、水道施設工事のいずれかの工種における建設実績とする。また、沈殿池、急速ろ過池、浄水池又は配水池については別の浄水場や配水場での実績も可とする。ただし、建設業務を実施する複数の者で上記建設実績を満たすことも可能とする。
- ・排水処理施設の建設業務を実施する者は、平成8年度以降の公称能力10,000 m³/日以上浄水能力を有する上水道の浄水場若しくは下水処理場の排水処理施設の建設実績（ただし、元請としての実績で、建設実績の範囲には濃縮設備及び機械脱水設備が含まれていること。）を有すること。なお、排水処理施設の建設実績は、土木一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事のいずれかの工種における建設実績とする。また、濃縮設備及び機械脱水設備については別の浄水場や下水処理場での実績も可とする。ただし、建設業務を実施する複数の者で上記建設実績を満たすことも可能とする。
- ・なお、以上の建設実績については、他社と共同で履行した建設実績も認めるが、共同企業体の構成員として、出資比率が10分の2以上で履行したことを証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。

(ウ) 工事監理業務を実施する者

- ・上記（ア）設計業務を実施する者に求める要件と同等のものとする。

（エ）維持管理業務を実施する者

- ・浄水処理施設の維持管理業務を実施する者は、平成 8 年度以降の公称能力 10,000 m³/日以上
の浄水能力を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の保守点検実績（元請としての実績を有
すること）を有すること。ただし、維持管理業務をの実施する複数の者で上記維持管理実績
を満たすことも可能とする。を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよい
ものとする。
- ・排水処理施設の維持管理業務を実施する者は、平成 8 年度以降の公称能力 10,000 m³/日以上
の浄水能力を有する上水道の浄水場若しくは下水処理場の脱水施設・設備等の保守点検実績
（元請としての実績を有すること）を有すること。ただし、維持管理業務を実施する複数の
者で上記維持管理実績を満たすことも可能とする。者が複数である場合は、そのうちの1者
が満たせばよいものとする。

エ 入札参加資格要件確認基準日

入札参加資格要件の確認基準日は入札参加表明書、入札参加資格確認申請書の提出日とする。

なお、落札者決定までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。

(3) 入札までの手順及びスケジュール

入札までの手順及び予定スケジュールは以下のとおりである。

【事業化スケジュール】

スケジュール（予定）	内容
平成 24 年 4 月 6 日	入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、契約書案等の公表
4 月 20 日	入札説明書等に対する質問等の受付期限
5 月 28 日	入札説明書等に対する質問等への回答の公表
6 月 8 日	入札参加表明書、入札参加資格確認申請書、現地見学申込書の受 付期限
6 月 20 日	現地見学（場外施設・簡易水道施設等）の実施
7 月上旬	個別対話の実施（必要に応じて）
9 月 28 日	入札書類の受付期限・開札
10 月上旬	提案書説明の実施
12 月上旬	落札者の決定・公表
12 月下旬	基本協定の締結
平成 25 年 1 月下旬	事業契約の締結

ア 入札公告

入札公告は平成 24 年 4 月 6 日（金）とし、本市のホームページ上で公表する。

入札説明書等についても同様のホームページにおいて公表する。

イ 入札説明書等に対する質問等・回答

入札説明書等に対する質問等・回答を以下のとおり行う。

(ア) 質問等の提出

入札説明書に対する質問は、様式 1「入札説明書に関する質問書」に、意見は様式 2「入札説明書に関する意見書」に、要求水準書に対する質問は、様式 3「要求水準書に関する質問書」に、意見は様式 4「要求水準書に関する意見書」に、落札者決定基準に対する質問は、様式 5「落札者決定基準に関する質問書」に、意見は様式 6「落札者決定基準に関する意見書」に、様式集に対する質問は、様式 7「様式集に関する質問書」に、意見は様式 8「様式集に関する意見書」に、基本協定書（案）に対する質問は、様式 9「基本協定書（案）に関する質問書」に、意見は様式 10「基本協定書（案）に関する意見書」に、契約書（案）に対する質問は、様式 11「契約書（案）に関する質問書」に、意見は様式 12「契約書（案）に関する意見書」に、それぞれ記入の上、Eメールにより、岡崎市水道局工務課計画班宛に提出すること。

受付期限 平成 24 年 4 月 20 日（金）午後 4 時まで（必着）

(イ) 入札説明書等に対する質問への回答の公表

入札説明書等に対する質問への回答は、平成 24 年 5 月 28 日（月）からホームページへの掲載により行う。

ウ 現地見学（場外施設・簡易水道施設等）の実施

現地見学（場外施設・簡易水道施設等）を以下のとおり実施する。

(ア) 現地見学の申込み

現地見学は申込み制とするので、希望者は次の手続きにより申し込むこと。なお、見学人数は現地見学実施施設ごとに 1 社あたり 2 名を上限とする。

受付期限 平成 24 年 6 月 1 日（金）から平成 24 年 6 月 8 日（金）の午後 4 時までとする。

申込方法 様式 13「現地見学申込書」に必要事項を記入の上、Eメールにより、岡崎市水道局工務課計画班宛に申し込むこと。

(イ) 現地見学の実施

日時 平成 24 年 6 月 20 日（水）の午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

現地見学を実施する施設は以下の施設とする。（現地写真撮影可）

- ・鳥川浄水場、額田南部浄水場、上地配水場、本宿配水場、夏山浄水場、男川浄水場
- ・見学希望者は、上記時間の間に現地に行き見学をすること。

- ・入札説明書等は現地見学において配布しないので、必要と判断する場合はホームページからダウンロードして、持参すること。

エ 入札参加表明書、入札参加資格確認申請書の提出と入札参加資格の確認

入札参加者の代表企業は、様式 1-2「入札参加表明書」及び様式 1-5「入札参加資格確認申請書」等の入札参加資格確認申請時必要書類（本書において総称して「入札参加資格確認申請時必要書類」という。）を市に提出し、本事業の入札参加資格を有することについて確認を受けること。

（ア）入札参加表明書、入札参加資格確認申請書の提出

入札参加資格確認申請時必要書類は、持参若しくは郵送等により、岡崎市水道局総務課宛に提出すること。なお、郵送等とは郵便や宅配便等とするが、配達日を指定でき、かつ、配達記録が残る方法とすること。

受付期限 平成 24 年 6 月 1 日（金）から平成 24 年 6 月 8 日（金）の午後 4 時までとする。

（イ）入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、平成 24 年 6 月 18 日（月）に入札参加資格確認結果通知書を送付することにより行う。

なお、入札参加資格がないとされた者については、同通知書にその理由を付記するが、入札書面（様式自由）を岡崎市水道局総務課宛に提出（受付期限は通知日から 1 週間以内とする）することにより説明を求めることができる。

オ 入札参加者の変更

入札参加資格確認後は、入札参加者の構成員の変更は原則認めない。ただし、本市がやむを得ないと判断した場合に限り、入札参加者の構成員の変更を認める場合がある。ただし、この場合であっても代表企業の変更は認めない。

カ 入札参加の辞退

入札参加表明後に、入札参加者が入札（入札書類の提出）を辞退する場合は、入札辞退届（様式自由）を入札書類の受付期限までに岡崎市水道局総務課宛に提出すること。

キ 個別対話の実施（必要に応じて）

本市と本事業への入札参加資格を有する入札参加者との意思疎通を図るため、本市が必要と考えた場合に、平成 24 年 7 月上旬に入札参加者（グループ）ごとに個別対話を実施する。個

別対話を実施する場合、本市は入札参加者の代表企業に連絡をする。

なお、個別対話の内容は非公開とするが、全ての入札参加者（グループ）に周知すべき事項についてはホームページにてその内容を公表する。

(4) 入札手続き

入札手続きは以下のとおりである。

ア 入札手続き

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札書及び本件事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「入札書類」という。）を市に提出すること。

(ア) 入札書類の提出

入札書類は、持参若しくは郵送（書留）等により、岡崎市水道局総務課宛に提出すること。
受付期限 平成 24 年 9 月 28 日（金）の午後 3 時まで（必着）

イ 入札に当たっての留意事項

(ア) 本件入札説明書の承諾

入札参加者は、本件入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

(イ) 費用負担

入札書類の作成及び提出等本件入札に関し必要な費用は、全て入札参加者の負担とする。

(ウ) 入札書類の作成方法

入札書類は、入札説明書別添資料 3 様式集に定めるところにより作成すること。（入札書は封かんの上、提出すること。）

(エ) 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(カ) 入札執行回数

入札執行回数は 1 回とする。

(キ) 本事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

a 著作権

本市が提示した参考図書等の著作権は本市に帰属する。また、入札に関する提案資料の著作権は入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他本市が必要と認めるときは、本市

は提案資料の全部又は一部を使用できるものとする。なお、公表等使用する場合は事前に入札参加者と協議をする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案資料については、本件事業の公表以外に使用せず、落札者決定後に返却しない。

b 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

c 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

d 複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

e 入札書類の変更禁止

入札書類の変更はできない。ただし、提案資料における誤字等の修正についてはこの限りではない。

(ク) 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(ケ) 入札の保証

入札保証金は免除とする。

(コ) 契約の保証

落札者が組成する SPC は、男川浄水場整備業務の対価と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額との合計額の 10 パーセントに相当する金額以上の契約の保証を事業契約締結時に本市に付すること。

なお、契約の保証の種類は以下のとおりとする。ただし、d の場合においては、履行保証保険証券を寄託しなければならない。

a 契約保証金の納付

b この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、本市が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

c この契約による債務の履行を保証とする公共工事履行保証証券による保証

d この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

また、契約の保証は、男川浄水場の引渡し完了時まで返還しない。また、利息等の付与も行

なわない。

ウ 開札

開札は、入札参加者の代表企業又はその代理人の立会いの下で行う。ただし、入札参加者の代表企業又はその代理人の立会いが無い場合は、入札事務に関係のない市の職員の立会いの下で行う。

なお、開札により、入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は失格とする。

落札者の選定まで入札参加者の参加グループ名及び企業名の公表は行わない。

(ア) 開札日時

平成 24 年 9 月 28 日 (金)の午後 4 時

(イ) 開札場所

岡崎市役所西庁舎 7 階 入札室

エ 入札の無効

岡崎市一般競争入札参加心得 第 6 に該当する入札は無効とする。ただし、第 6 の(9)のうち郵便による入札については無効とはしない。

(5) 提案内容の審査

ア 提案書説明の実施

入札参加者から審査委員会への提案内容説明の機会として、入札参加者による提案書説明の場を設ける。提案書説明の詳細については、本市から入札参加者の代表企業に連絡をする。

イ ヒアリングの実施 (必要に応じて)

入札参加者の提案内容を確認するため、本市が必要と考えた場合に、入札参加者に対してヒアリングを実施する。ヒアリングを実施する場合、本市は入札参加者の代表企業に連絡をする。

(6) 落札者の決定・公表

入札説明書等で示す要件を全て満たしている入札参加者の提案書について総合的に評価を行い、落札者を決定し、平成 24 年 12 月上旬に本市のホームページ上で公表する。

4 本事業における契約の基本的な考え方

(1) 事業契約に関する基本的な考え方

ア 基本協定の締結

本市は、落札者と協議を行い、事業にかかる基本的事項を定めた基本協定を平成 24 年 12 月下旬を目途に締結する。基本協定の詳細は、入札説明書別添資料 4「基本協定書(案)」を参照のこと。

なお、落札者決定日の翌日から基本協定の締結日までの間、落札者の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合、市は落札者と基本協定を締結しない場合がある。

イ 特別目的会社の設立

落札者は会社法(平成 17 年法律第 86 号)に定める株式会社として、本事業を実施する特別目的会社(SPC)(最低資本金の額は 30 百万円とする。)を本市内に設立するものとする。

この場合、本市は、落札者と設計業務、建設業務、工事監理業務及び維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務を実施するに当たって必要となる事項等について基本的な協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、SPC と事業契約を締結する。

入札参加者(グループ)の構成員の SPC に対する出資比率及び議決権の割合は、それぞれ SPC 全体の 50%を超えるものとする。また、入札参加者(グループ)の代表企業の出資比率は、出資者中最大となることとする。

なお、SPC に出資する者の SPC に対する出資比率及び議決権の割合は、それぞれ SPC 全体の 10%以上とすること。

また、全ての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

ウ 事業契約の締結

基本協定の締結後、本市は、基本協定の規定に基づき、落札者が中心となり組成する SPC と事業契約を締結する。事業契約の詳細は、入札説明書別添資料 5「事業契約書(案)」を参照のこと。

なお、基本協定の締結日の翌日から事業契約の締結日までの間、落札者の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合、市は SPC と事業契約を締結しない場合がある。

(2) 保険

SPC は、男川浄水場の設計・工事整備期間中は、入札説明書別添資料 5「事業契約書(案)」別紙 6 に規程する建設・工事期間中の保険、及び、次の補償限度額を条件とする第三者賠償保険(請負

賠償責任保険)を、維持管理期間中(維持管理期間中に保険契約を更新することにより、維持管理期間中の保険付保が充足される場合も含む。)は、次の保証限度額を条件とする第三者賠償保険(請負賠償責任保険若しくは施設賠償責任保険、及び生産物賠償責任保険)を付保することを要する。ただし、SPC から直接、各業務を受託する構成員又は協力企業が付保することでも構わない。

対人：1人1億円以上、1事故当たり10億円以上

対物：1事故当たり10億円以上

(3) 市とSPCの責任分担

ア 基本的な考え方

本事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年総理府告示第11号)に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考えに基づき、リスクを分担する。リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、市が行う業務にかかるリスクは市が負担し、SPCが担う業務にかかるリスクはSPCが負担することを原則とする。ただし、不可抗力など当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

イ 想定されるリスクと責任分担

市とSPCの責任分担は、入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。

(4) 本市による支払に関する事項等

本市は、事業契約書の条項に従いSPCに対して以下のサービス対価を支払う。サービス対価の具体的な支払方法については、入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」を参照のこと。

【サービスの対価の種類】

サービス対価の種類		対象の業務	含まれる費用
サービス 対価A	男川浄水場の施設整備費	事前調査業務、実施設計業務、周辺影響調査・電波障害等対策・生活環境影響調査業務、建設業務、工事監理業務、関連業務	左記業務の費用及び施設整備に要する費用 (例)特別目的会社組成費用、設計・工事期間中の調達金利、融資手数料、施設整備関連の費用、公租公課
サービス	男川浄水場	保守点検業務、排水処理施設運転	左記業務の費用及び維持管理(除く

サービス対価の種類		対象の業務	含まれる費用
対価 B	の維持管理費 (除く修繕費)	管理業務、脱水ケーキの有効利用業務、清掃業務、植栽管理業務、保安業務、施設見学対応協力業務、災害及び事故対策業務、事業終了時の引継ぎ業務	修繕)に要する費用 (例)特別目的会社運営費用、人件費、経費、公租公課
サービス対価 C	男川浄水場の修繕費	修繕業務	左記業務の費用
サービス対価 D	場外施設等の維持管理費	保守点検業務、水質点検業務、補修業務、清掃業務、植栽管理業務、保安業務 (簡易水道施設は除く)、災害及び事故対策業務、事業終了時の引継ぎ業務	左記業務の費用及び維持管理に要する費用 (例)人件費、経費

【サービスの対価の支払方法】

サービス対価の種類		支払い方法
サービス対価 A	男川浄水場の施設整備費	設計・工事期間中に、毎年度 1 回、 当該年度までの 出来高の 10 分の 9 以内の額を支払い、残額は男川浄水場の所有権移転・引渡し後に支払いを請求することができる。
サービス対価 B	男川浄水場の維持管理費 (除く修繕費)	維持管理期間中に、毎年度 4 回、4 ~ 6 月に実施した業務の対価は 6 月末に、7 ~ 9 月に実施した業務の対価は 9 月末に、10 月 ~ 12 月に実施した業務の対価は 12 月末に、1 ~ 3 月に実施した業務の対価は 3 月末を締め日とし、締め日以降速やかに支払いを請求することができる。
サービス対価 C	男川浄水場の修繕費	維持管理期間中に、毎年度 4 回、4 ~ 6 月に完了した修繕業務の対価は 6 月末に、7 ~ 9 月に完了した修繕業務の対価は 9 月末に、10 月 ~ 12 月に完了した修繕業務の対価は 12 月末に、1 ~ 3 月に完了した修繕業務の対価は 3 月末日を締め日とし、締め日以降速やかに支払いを請求することができる。
サービス対価 D	場外施設等の維持管理費	維持管理期間中に、毎年度 4 回、4 ~ 6 月に実施した業務の対価は 6 月末に、7 ~ 9 月に実施した業務の対価は 9 月末に、10 月 ~ 12 月に実施した業務の対価は 12 月末に、1 ~ 3 月に実施した業務の対価は 3 月末を締め日とし、締め日以降速やかに支払いを請求することができる。

(5) 対象業務におけるサービスの水準

SPC は、事業期間中、本市が満足する内容のサービスを提供することが求められる。浄水の水質及び本事業の対象となる施設に要求する性能及び対象となる維持管理に要求するサービスの水準は、入札説明書別添資料 1「要求水準書」を参照のこと。

(6) 本市による SPC の事業実施状況への監視（モニタリング）

本市は、SPC が事業契約に定められた業務を確実に遂行し、事業契約に定める業務要求水準が達成されているか確認するために、監視（以下「モニタリング」という）を行う。モニタリングの具体的な方法については、入札説明書別添資料 5「事業契約書（案）」を参照のこと。

モニタリング実施計画書の作成については、SPC は、自らが作成する「長期業務計画書」に基づき、「モニタリング実施計画書」の案を本市に提出する。本市は、SPC と協議し、モニタリング実施計画書を確定する。「モニタリング実施計画書」には、モニタリングの時期、内容、実施体制、手順、評価基準等を記載すること。

SPC は、本市がモニタリング実施に当たって必要な協力を求めた場合には、これに協力するものとする。

ア 各種許認可申請・取得時

SPC は各種法令等に基づく許認可の書類作成を行い、所管官公庁に許認可申請を行うとともに、本市に事前説明及び事後報告を行う。

イ 設計完了時

SPC は提出した提案書に基づき実施設計を行い、実施設計完了時に本市の確認を受ける。

ウ 建設時（施工時）

SPC は、建築基準法第 2 条第 11 号に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に本市から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。

また、本市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行い、工事現場での施工状況の確認を受ける。

エ 建設完了時（完工確認）

SPC は、施工記録を用意して、現場で本市の確認を受ける。

オ 維持管理時

本市は、定期及び臨時的に業務の実施状況を確認する。

カ 対価の減額等

要求水準書で定められた水準が維持されていないことが判明した場合は、対価の減額等を行う。

5 事業計画等に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約書の解釈について疑義が生じた場合、本市とSPCは誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書中に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となる事由が生じた場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、本市及びSPCは事業契約書に定める事由毎に、その責任の所在に応じて適切に対応する。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上、税制上の措置に関する事項

現時点で想定される法制上、税制上の措置としては、施設の整備、維持管理及び運営における、SPCによる本市所有財産の無償使用がある。

(2) 財政上、金融上の措置に関する事項

SPCは、財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力し本市は事業者がこれらの支援を受けることができるよう協力するものとする。

なお、本事業は国庫補助対象事業ではない。また、本市として補助金、出資等の支援は行わない。

(3) その他の支援に関する事項

その他の支援については以下のとおりとする。

本事業実施に必要な許認可等の取得に関し、本市は必要に応じて協力を行う。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、本市とSPCとで協議を行う。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

債務負担行為の設定に関する予算議案は、平成 24 年 3 月岡崎市議会定例会で議決を経ている。

(2) 情報公開及び情報提供

本事業に係る全ての図書は、岡崎市情報公開条例（平成 11 年条例第 31 号）に基づき情報公開を行う。

本市からの情報提供は、適宜、ホームページ等を通じて行う。

(3) 入札説明書等の変更

入札説明書等は、公表後に民間事業者から受け付けた質問、意見等を踏まえ、その内容を見直し、変更を行うことがある。変更を行った場合には、ホームページ上で公表する。

なお、変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールもあわせて公表するものとする。

(4) 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

(5) 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。

(6) 提出書類の返却

入札参加者から提出された書類は返却しない。

(7) 入札説明書等に関する問い合わせ先

本入札説明書等に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

岡崎市 水道局 工務課 計画班 柴田、櫻井

〒444-8601 岡崎市十王町 2 丁目 9 番地

T E L 0564-23-6342（直通）

F A X 0564-23-6368

E メール otogawakoshinjigyo@city.okazaki.aichi.jp

ホームページ <http://www.city.okazaki.aichi.jp/menu10666.html>

(様式1) 入札説明書に関する質問書

宛先：岡崎市 水道局 工務課 計画班

Eメール otogawakoshinjigyo@city.okazaki.aichi.jp

平成 24 年 月 日

入札説明書に関する質問書

男川浄水場更新事業の入札説明書に関して、質問がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX 番号	:
	電子メール	:

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問
		頁	項						
1	(記入例) 入札説明書	2	2	(2)	イ	(1)	簡易水道施設		
2									
3									
4									

注1：エクセルシートに記載し提出すること。

受付期限 平成 24 年 4 月 20 日 (金) 午後 4 時まで (必着)

(様式2) 入札説明書に関する意見書

宛先：岡崎市 水道局 工務課 計画班

Eメール otogawakoshinjigyo@city.okazaki.aichi.jp

平成 24 年 月 日

入札説明書に関する意見書

男川浄水場更新事業の入札説明書に関して、意見がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX 番号	:
	電子メール	:

No	資料名	該当箇所						タイトル	意見
		頁	項						
1	(記入例) 入札説明書	2	2	(2)	イ	(1)	簡易水道施設		
2									
3									
4									

注1：エクセルシートに記載して提出すること。

受付期限 平成 24 年 4 月 20 日 (金) 午後 4 時まで (必着)

(様式3) 要求水準書に関する質問書

宛先：岡崎市 水道局 工務課 計画班

Eメール otogawakoshinjigyo@city.okazaki.aichi.jp

平成 24 年 月 日

要求水準書に関する質問書

男川浄水場更新事業の要求水準書に関して、質問がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX 番号	:
	電子メール	:

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問
		頁	項						
1	(記入例) 要求水準書	1	1	(2)	ウ		b	簡易水道施設	
2									
3									
4									

注1：エクセルシートに記載して提出すること。

受付期限 平成 24 年 4 月 20 日 (金) 午後 4 時まで (必着)

(様式4) 要求水準書に関する意見書

宛先：岡崎市 水道局 工務課 計画班

Eメール otogawakoshinjigyo@city.okazaki.aichi.jp

平成 24 年 月 日

要求水準書に関する意見書

男川浄水場更新事業の要求水準書に関して、意見がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX 番号	:
	電子メール	:

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問
		頁	項						
1	(記入例) 要求水準書	1	1	(2)	ウ		b	簡易水道施設	
2									
3									
4									

注1：エクセルシートに記載して提出すること。

受付期限 平成 24 年 4 月 20 日 (金) 午後 4 時まで (必着)

(様式5) 落札者決定基準に関する質問書

宛先：岡崎市 水道局 工務課 計画班

Eメール otogawakoshinjigyo@city.okazaki.aichi.jp

平成 24 年 月 日

落札者決定基準に関する質問書

男川浄水場更新事業の落札者決定基準に関して、質問がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX 番号	:
	電子メール	:

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問
		頁	項						
1	(記入例) 落札者決定基準	1	2	(2)	ア			基礎審査	
2									
3									
4									

注1：エクセルシートに記載して提出すること。

受付期限 平成 24 年 4 月 20 日 (金) 午後 4 時まで (必着)

(様式6) 落札者決定基準に関する意見書

宛先：岡崎市 水道局 工務課 計画班

Eメール otogawakoshinjigyo@city.okazaki.aichi.jp

平成 24 年 月 日

落札者決定基準に関する意見書

男川浄水場更新事業の落札者決定基準に関して、意見がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX 番号	:
	電子メール	:

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問
		頁	項						
1	(記入例) 落札者決定基準	1	2	(2)	ア			基礎審査	
2									
3									
4									

注1：エクセルシートに記載して提出すること。

受付期限 平成 24 年 4 月 20 日 (金) 午後 4 時まで (必着)

(様式7) 様式集に関する質問書

宛先：岡崎市 水道局 工務課 計画班

Eメール otogawakoshinjigyo@city.okazaki.aichi.jp

平成 24 年 月 日

様式集に関する質問書

男川浄水場更新事業の様式集に関して、質問がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX 番号	:
	電子メール	:

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問
		頁	項						
1	(記入例) 様式集	9	2	(3)	カ	a	企業単体の貸借対照表及び損益計算書(最近3期分)		
2									
3									
4									

注1：エクセルシートに記載して提出すること。

受付期限 平成 24 年 4 月 20 日 (金) 午後 4 時まで (必着)

(様式8) 様式集に関する意見書

宛先：岡崎市 水道局 工務課 計画班

Eメール otogawakoshinjigyo@city.okazaki.aichi.jp

平成 24 年 月 日

様式集に関する意見書

男川浄水場更新事業の様式集に関して、意見がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX 番号	:
	電子メール	:

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問
		頁	項						
1	(記入例) 様式集	9	2	(3)	カ	a	企業単体の貸借対照表及び損益計算書(最近3期分)		
2									
3									
4									

注1：エクセルシートに記載して提出すること。

受付期限 平成 24 年 4 月 20 日 (金) 午後 4 時まで (必着)

(様式9)基本協定書(案)に関する質問書

宛先:岡崎市 水道局 工務課 計画班

Eメール otogawakoshinjigyo@city.okazaki.aichi.jp

平成24年 月 日

基本協定書(案)に関する質問書

男川浄水場更新事業の基本協定書(案)に関して、質問がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX番号	:
	電子メール	:

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問
		頁	項						
1	(記入例) 基本協定書(案)	3	5条	4	(1)			独占禁止法	
2									
3									
4									

注1:エクセルシートに記載して提出すること。

受付期限 平成24年4月20日(金)午後4時まで(必着)

(様式 10) 基本協定書(案)に関する意見書

宛先：岡崎市 水道局 工務課 計画班

Eメール otogawakoshinjigyo@city.okazaki.aichi.jp

平成 24 年 月 日

基本協定書(案)に関する意見書

男川浄水場更新事業の基本協定書(案)に関して、意見がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX 番号	:
	電子メール	:

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問
		頁	項						
1	(記入例) 基本協定書(案)	3	5条	4	(1)			独占禁止法	
2									
3									
4									

注1：エクセルシートに記載して提出すること。

受付期限 平成 24 年 4 月 20 日(金) 午後 4 時まで(必着)

(様式 11) 事業契約書(案)に関する質問書

宛先：岡崎市 水道局 工務課 計画班

Eメール otogawakoshinjigyo@city.okazaki.aichi.jp

平成 24 年 月 日

事業契約書(案)に関する質問書

男川浄水場更新事業の事業契約書(案)に関して、質問がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX 番号	:
	電子メール	:

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問
		頁	項						
1	(記入例) 事業契約書(案)	4	9 条	1	(3)			工事履行保証 保険	
2									
3									
4									

注 1：エクセルシートに記載して提出すること。

受付期限 平成 24 年 4 月 20 日(金) 午後 4 時まで(必着)

(様式 12) 事業契約書(案)に関する意見書

宛先：岡崎市 水道局 工務課 計画班

Eメール otogawakoshinjigyo@city.okazaki.aichi.jp

平成 24 年 月 日

事業契約書(案)に関する意見書

男川浄水場更新事業の事業契約書(案)に関して、意見がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX 番号	:
	電子メール	:

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問
		頁	項						
1	(記入例) 事業契約書(案)	4	9 条	1	(3)			工事履行保証 保険	
2									
3									
4									

注 1：エクセルシートに記載して提出すること。

受付期限 平成 24 年 4 月 20 日(金) 午後 4 時まで(必着)

(様式 13) 現地見学申込書

宛先：岡崎市 水道局 工務課 計画班

Eメール otogawakoshinjigyo@city.okazaki.aichi.jp

平成 24 年 月 日

現地見学申込書

男川浄水場更新事業に関して、現地見学（場外施設、簡易水道施設等）を申し込みます。

申込者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX 番号	:
	電子メール	:

見学 対象施設	鳥川浄水場		見学希望	見学希望しない
	額田南部浄水場		見学希望	見学希望しない
	上地配水場		見学希望	見学希望しない
	本宿配水場		見学希望	見学希望しない
	夏山浄水場		見学希望	見学希望しない
	男川浄水場		見学希望	見学希望しない

注 1：エクセルシートに記載して提出すること。

受付期間は、平成 24 年 6 月 1 日（金）から平成 24 年 6 月 8 日（金）の午後 4 時までとする。

見学対象施設ごとに、見学希望、見学希望しない、いずれかの前に を付けること。

見学実施時間は、平成 24 年 6 月 20 日（水）の午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで